

議案第 17 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するに
ついて

宇治市国民健康保険条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項本文中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第16条第1項第1号中「100分の7.75」を「100分の7.57」に改め、同項第2号中「27,900円」を「27,700円」に改め、同項第3号ア中「18,000円」を「17,700円」に改め、同号イ中「9,000円」を「8,850円」に改め、同号ウ中「13,500円」を「13,275円」に改める。

第16条の5の5第1項第1号中「100分の2.78」を「100分の2.87」に改め、同項第3号ア中「6,200円」を「6,500円」に改め、同号イ中「3,100円」を「3,250円」に改め、同号ウ中「4,650円」を「4,875円」に改める。

第16条の5の9中「、200,000円」を「、220,000円」に改める。

第16条の9第1項第1号中「100分の2.97」を「100分の2.89」に改め、同項第2号中「12,200円」を「12,300円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「19,530円」を「19,390円」に改め、同号イ（ア）中「12,600円」を「12,390円」に改め、同号イ（イ）中「6,300円」を「6,195円」に改め、同号イ（ウ）中「9,450円」を「9,292円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同号ア中「13,950円」を「13,850円」に改め、同号イ（ア）中「9,000円」を「8,850円」に改め、同号イ（イ）中「4,500円」を「4,425円」に改め、同号イ（

ウ) 中「6, 750円」を「6, 637円」に改め、同項第3号中「520, 000円」を「535, 000円」に改め、同号ア中「5, 580円」を「5, 540円」に改め、同号イ(ア)中「3, 600円」を「3, 540円」に改め、同号イ(イ)中「1, 800円」を「1, 770円」に改め、同号イ(ウ)中「2, 700円」を「2, 655円」に改め、同条第2項後段中「19, 530円」を「19, 390円」に、「12, 600円」を「12, 390円」に、「4, 340円」を「4, 550円」に、「6, 300円」を「6, 195円」に、「2, 170円」を「2, 275円」に、「9, 450円」を「9, 292円」に、「3, 255円」を「3, 412円」に、「13, 950円」を「13, 850円」に、「9, 000円」を「8, 850円」に、「3, 100円」を「3, 250円」に、「4, 500円」を「4, 425円」に、「1, 550円」を「1, 625円」に、「6, 750円」を「6, 637円」に、「2, 325円」を「2, 437円」に、「5, 580円」を「5, 540円」に、「3, 600円」を「3, 540円」に、「1, 240円」を「1, 300円」に、「1, 800円」を「1, 770円」に、「620円」を「650円」に、「2, 700円」を「2, 655円」に、「930円」を「975円」に改め、同条第3項後段中「19, 530円」を「19, 390円」に、「8, 540円」を「8, 610円」に、「12, 600円」を「12, 390円」に、「13, 950円」を「13, 850円」に、「6, 100円」を「6, 150円」に、「9, 000円」を「8, 850円」に、「5, 580円」を「5, 540円」に、「2, 440円」を「2, 460円」に、「3, 600円」を「3, 540円」に改める。

第28条の3第2項中「) の」を「) 又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知をいう。) の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和4年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。